

第3次答申で「18年度中措置」となっている事項（教育関係）

（1）学校選択の普及促進、教員評価・学校評価制度の確立等

① 学校選択の普及促進等

ア 相当と認められる就学校の変更理由

いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等の少なくとも3つの理由については、単なる事例の例示ではなく、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい理由である旨が法令所管省庁である文部科学省から示されている以上、当該趣旨が重く受け止められることとなるよう、引き続き市町村教育委員会に対して周知徹底すべきである。併せて、当該制度の趣旨が保護者に対して確実に周知されるようにすべきである。また、学年途中において保護者が就学校の変更を求めた場合においても、就学校の変更を適切に行うよう引き続き市町村教育委員会に対して周知徹底すべきである。【平成18年度中に措置】

特に、いじめへの対応については、新入学時であるか学年の途中であるかにかかわらず、当該保護者から自発的に変更の申立があるなど深刻ないじめの場合には、時機を逸することなく十分配慮するよう市町村の教育委員会を促すべきである。加えて、被害者に対して就学校の変更を強いるような運用が学校現場でなされることのないよう、運用には十分に留意すべきである。【平成18年度中に措置】

イ 就学指定の変更の要件及び手続の公表

法令を所管している文部科学省は上記のような、公的教育機関において違法が放置されている状況を直ちに是正する責務があり、指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続をいまだ公表をしていない、対象となるすべての市町村教育委員会において、平成20年度入学者向けの就学校指定通知が送付されるまで指定校の変更に関する必要な要件・手続を定め、その公表が完了することにより、学校教育法施行規則第33条の規定が完全に遵守されることとなるよう、是正のための指導を行うべきである。【平成18年度中に措置】

② 児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立

学校の自己評価の実施と公表については、設置基準において努力義務となっているが、同「3か年計画（再改定）」にある「授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう促す。校長は児童生徒・保護者による具体

の評価結果を教育委員会に報告し、教員評価や教員研修を行っている市町村や都道府県の教育委員会が学校教育の改善のため、適切に活用できるよう促す」という内容について、各教育委員会や各学校において着実に実施されるよう引き続き促すべきである。特に、評価における匿名性の担保への配慮について、無記名による実施等の具体的な手法を紹介することなどを通じて、引き続き一層促すべきである。【平成18年度中に措置】

③ 私立学校における児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立

私立学校においても、公立学校と同様の事項について、当該学校の実状や独自性に十分配慮した上で、授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に公立学校同様配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう促すべきである。【平成18年度中に措置】

④ 条件附採用期間の制度運用及び分限処分の判定

同「3か年計画（再改定）」によれば、条件附採用制度については、真に教育者としての適性のある資質の高い者のみが本採用されることとなるよう、児童生徒・保護者による評価等を踏まえ、その厳正な運用を文書により促すこととされている。また、児童生徒・保護者による評価等を踏まえた、分限処分とすべき教員を判定するための運用指針の策定を促すこととされている。しかしながら、都道府県教育委員会等におけるこれらの理解が十分でないことから、同「3か年計画（再改定）」の内容が着実に理解されるよう改めて周知徹底すべきである。【平成18年度中に措置】

⑦ 教職大学院の修了者の採用・処遇における公平性の確保

現在、教職大学院については、平成20年4月以降の開校を目途に制度設計が進んでいるが、各都道府県教育委員会、独自の採用を行う市町村教育委員会及び教職大学院を設置する可能性のある教員養成系大学・学部等に対して、同「3か年計画（再改定）」の内容を周知すべきである。【平成18年度中に措置】

（3）教育委員会制度の見直し等

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）及び「構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針」（平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定）を踏まえ、改正教育基本法の国会論議や教育再生会議の意見も踏まえて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を行うものとする。【平成18年度措置】